

(質問)

災害発生に伴う賃金の支払いや解雇等の労働相談について、伺いたいのですが。

(回答)

災害発生に伴う、以下のような相談については、下記へ（問い合わせ先）の窓口でご相談下さい。

- 1 災害を原因とする事業場の閉鎖等により、賃金が不払いになったり、解雇された場合の相談
- 2 災害の発生に伴い、労働者が地震等で会社内でケガをしたり、通勤途中でケガをした場合の労災保険の適用の相談
- 3 災害の発生により、事業場が閉鎖され解雇された場合の雇用保険の給付及び職業紹介等の相談

ただし、賃金・解雇など労働条件や労災保険に関する問い合わせについては、山梨労働局総合労働相談コーナー又は、最寄りの労働基準監督署へお尋ね下さい。また、職業紹介や雇用保険に関する問い合わせは、山梨労働局総合労働相談コーナー又は、最寄りの公共職業安定所にお尋ね下さい。

(問い合わせ先)

山梨労働局総合労働相談コーナー・労働基準監督署・公共職業安定所
(問い合わせ先は、参考資料参照)